

1. 本日法廷で行われたこと

(1) 原告本人による意見陳述（矢吹淑子さん・第2次原告）

約25年間、浜通り医療生協の理事として活動してきた矢吹さんが、本件原発事故直後のいわき市内の混乱の様子、いわき市内から医療従事者の県外流出や、それによる市内の医師、看護師等の不足、いわき市の医療・介護現場の崩壊の危機等により、現在もいかに大変な状態にあるかということを中心にお話しされました。

(2) 原告代理人による意見陳述（高橋力弁護士）

被告東電が提出した準備書面（12）に対して、急遽反論を行い、吉田調書の引用を行いながら、吉田所長が技術者としての認識について、①非常用電源設備及びその附属設備の被水による機能喪失はシビアアクシデントに至りうるきわめて危険なトラブルであること、②被水の原因は、内部溢水であろうと、津波などの外部事象を原因とする溢水であろうと同一の問題であること、③事故後に被告東電のとした措置は溢水対策としては不十分なものであり、まだ溢水対策としてやるべきことがあったという認識であったことなどについて述べました。

さらに、2008（平成20）年当時東電の社内会議で配布され、福島第一原発について「現状より大きな津波を想定した津波対策は不可避」と記した資料の提出を求めました。

2. 提出された書面

被告東電準備書面（12）（原告準備書面（25）に対する反論）

原告準備書面（27）（被告準備書面（12）に対する反論）

被告国準備書面11（シビアアクシデント対策に関する国の主張等）

3. 法廷でのやり取り

原告が上記意見陳述で求めた、東電の2008（平成20）年当時の社内会議で配布された文書の開示に関して、原告代理人の要求に対して被告東電の代理人は拒否し、裁判所からは、2008（平成20）年当時の東電の予見可能性自体も争点にする趣旨かどうかについて釈明がありました。

また、8月末に出されたIAEAの報告書についての証拠提出についてや、今後の専門家証人の尋問の申請などについてのやり取りが行われました。

4. 次回以降の裁判期日

11月18日（水）午後2時

1月13日（水）午前10時